

こころねデイサービス

【重要事項説明書】

1. 事業の目的

トレランス株式会社が開設する、こころねデイサービス（以下「事業所」という）の適正な運営を確保するために管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 運営の目的

事業所が行う、指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、要支援・要介護状態・事業対象者と認定された高齢者に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持・向上ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

3. 運営方針

- 1) 通所介護計画及び介護予防通所介護相当サービス計画に基づき、この事業の利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 2) 事業の従事者は、何事にも懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者やその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいよう、説明を行うものとする。
- 3) 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供をするものとする。
- 4) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

4. 事業所の概要

- 1) 事業所の名称 こころねデイサービス
- 2) 事業所の所在地 長崎市文教町5番23号 田崎ビル1階
- 3) 事業所の開設日 平成26年9月1日
- 4) 事業所番号 4270110259
- 5) 電話番号及びFAX番号
電話 095-842-7272
FAX 095-842-7070
- 6) 管理者氏名 浦上 穂奈美
- 7) 利用定員 35名
- 8) 営業日及び営業時間
営業日 月曜～土曜まで
営業時間 9:30～16:35
休業日 日曜 8月15日 12月30日～1月3日

9) 通常の事業実施地域
長崎市（旧長崎市）

5. 職員の配置状況

職 名	人 数
管 理 者	常勤換算で必要な人員を満たす数
相 談 員	常勤換算で必要な人員を満たす数
介 護 職 員	常勤換算で必要な人員を満たす数
看護師	常勤換算で必要な人員を満たす数
機能訓練指導員	常勤換算で必要な人員を満たす数

6. 当事業所が提供するサービスの内容

- 1) 日常生活上の相談・助言・介助
- 2) 健康状態の確認
- 3) 入浴
- 4) 昼食
- 5) 機能訓練サービス
- 6) 送迎サービス

7. サービス利用にあたっての留意事項

- 1) 機能訓練を利用する際は、現在までの理学・作業療法等の説明を受け、禁止事項があれば事前に確認し、事故等が無いように十分に留意するものとする。
- 2) 送迎サービスを利用する際は、事前に職員から車両や送迎方法、時間等の説明を受けるものとする。

8. 利用料金

- 1) 介護保険から給付される場合は、1割もしくは2割、3割の自己負担
- 2) 介護予防通所介護相当サービスについては長崎市が定める額
- 3) 介護保険の給付外のご利用の場合は全額自己負担
- 4) 昼食代は600円、おむつ代は50円、実費をいただきます。
- 5) その他、行事等の内容により、実費をいただく場合があります。

《料金一覧》

要介護度	利用料1割負担金	
要支援1・事業対象者	1,823円	一月包括料金
サービス提供体制加算Ⅱ	73円	一月包括料金
要支援2・事業対象者	3,671円	一月包括料金
サービス提供体制加算Ⅱ	146円	一月包括料金
要介護1	667円	一回あたり
要介護2	787円	一回あたり
要介護3	912円	一回あたり
要介護4	1,037円	一回あたり

要介護5	1,164円	一回あたり
入浴加算	40円	一回あたり
機能訓練加算	77円	一回あたり
サービス提供体制加算Ⅰ	18円	一回あたり
処遇改善加算Ⅰ	総単位数の8.0%	一回あたり
食事代	650円	一回あたり

9. 事故の対応について

ご利用者に事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族に対し説明すると同時に、ご利用者のかかりつけ医及び協力病院と連携を行います。

10. 非常災害対策について

非常災害に備えるため、消防計画書を作成し、避難訓練等を行うとともに、必要な設備を備えます。

11. 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定通所介護及び指定介護予防通所介護相当サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

12. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成できるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- 1) 虐待防止委員会の開催
- 2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- 3) 虐待防止研修の実施

13. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- 1) 感染対策委員会の開催
- 2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- 3) 感染症及びまん延防止のための研修及び研修の実施

14. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景としての言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための指針の明確化等の必要な措置を講ずる。

15. 苦情の受付について

- 1) 当事業所における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けます。
《苦情受付担当》
こころねデイサービス
管理者 浦上 穂奈美
電話 095-842-7272
- 2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行うため、処理体制・手順に基づき解決致します。
① 苦情原因の把握 ② 検討会の開催 ③ 改善の実施
④ 行政機関との連携 ⑤ 再発防止事 ⑥ 故発生時の対応等
- 3) 苦情申し立て行政機関
① 長崎県国民健康保険団体連合会（今博多町）
電話 095-826-7291
② 長崎市介護保険課（魚の町）
電話 095-829-1163

16. 協力医療機関

医療機関の名称	みしま内科・消化器内科クリニック
院長名	三嶋 亮介
所在地	長崎市大手1丁目28-15
電話	095-814-0001
診療科	内科・消化器内科

17. 当法人の概要

名称・法人種別	トレランス株式会社
代表者役職・氏名	代表取締役 井上 明紀
所在地	長崎市昭和1丁目2番11号 こころねビル